

マルクス・レーニン主義史観に塗り固められている近現代史

皆さんが小・中・高校で学んできた近世・近現代の歴史が実は「階級闘争に基づくマ史観（マルクス・レーニン主義史観）によって歪曲した歴史だった」といわれたらどうでしょう。驚く方が多いと思いますが、どこが事実と違うのか、今回明らかにします。

階級闘争の理論を唱えたのはマルクス・エンゲルスで、「今日までのあらゆる社会の歴史は階級闘争の歴史である」（共産党宣言）と規定しています。生産手段の私有が基礎となっている社会において、生産手段を有する階級と有しない階級の間で支配権を獲得するために起きる闘争のことを階級闘争と言い、最終的には革命を起こし、共産主義社会の実現によってはじめて階級闘争がなくなるというものです。

階級というのは支配階級、被支配階級といったもので、それが生産関係から生じ、貧富の差など社会矛盾が生じても支配階級が体制を維持しようとするのに対し、被支配階級がそれを打倒しようとして対立・抗争、つまり階級闘争が起きる、という考えです。

このように階級を生産手段の所有・非所有の生産関係から見ているのが特徴です。例えば資本主義社会における階級というのは、生産関係から資本家階級（ブルジョアジー）と労働者階級（プロレタリアート）に分ける見方です。貧富の差が起きるのは、資本家が労働者を搾取するからで、労働者はこの階級意識にめざめ、資本家が搾取を維持しようとする体制を打倒するために団結し、階級組織を作り、階級闘争をしなければならないという考えです。

江戸時代を生産関係から階級に分けると、幕府・藩・武士が支配階級、年貢・税を納める農民・職人・商人らが被支配階級になります。

情報史学研究家の江崎道朗氏による階級闘争史観も付け加えて紹介します。

「階級闘争史観はブルジョアジー対プロレタリアという『二分法』で分析する。だから日本に対しても日本人という一塊として考えるのではなく、『軍国主義者』と『抑圧された人民』とに分断し、片方を味方につけることを考えるわけである。まさに『分断して統治せよ』である」

「階級闘争史観ではブルジョアなど支配階級とプロレタリアートなど被支配者階級を明確に二分化し、支配階級を『敵』と決めつけ、敵の徹底的な破壊を目指す。対日戦略でも日本を2つに『分断』し、その対立を煽って弱体化させ、支配していくことを目指したのだ。まさに分断統治である」(PHP 日本占領と敗戦革命の危機)

このように生産関係で支配者階級、被支配者階級に二分化し、「敵」・「民衆」に分断する視点で歴史を綴るのが階級闘争史観です。

部落差別に関する歴史的資料の調査・研究の成果をセンター(奈良県立同和問題関係史料センター)がまとめて冊子(令和3年1月)にしています。なんとその成果はこれまでの部落史とは真逆のものです。どう違うのでしょうか。これまでの部落史を(誤「」)で、解明された部落史を(正『』)で、比較できるよう表します。

① 歴史

誤「戦国時代から江戸時代初めにかけての支配者が、権力の維持・安定のために部落を作り出した」

正『県内の部落のほとんどは鎌倉時代から戦国時代までには存在している』

正『部落の成立に政治権力が関与したという形跡は認められない』

② 暮らし

誤「条件の劣悪な土地への居住を強要された」

誤「田畑を持ったり、水利権や入会権を持ったりすることができず、常に貧しい暮らしを強いられた」

正『劣悪な土地へ強制的に移住させられたことは確認できない』

正『他の農村と同様に水利権や入会権を持ち、農業を営んでいた』

正『部落は経済的に安定した集落であり、皮革業の発達した部落では、周辺より豊かな経済力を持つ所もあった』

③ 仕事

誤「農業からは排除され、死んだ牛馬の処理など、『人の嫌がる仕事』を強要された」

正『死んだ牛馬の処理などは、支配者が差別的に強要した仕事ではない』

正『「草場」と呼ばれる固有の権益を持ち、部落に経済的利益をもたらした』

文中に「草場と呼ばれる固有の権益」とありますが、部落は特権を持っていたのです。「死んだ牛馬を無償で取得できること、寺社の法要・祭礼の際の出店の売り上げの一部や、相撲・芝居興行の際の収益の一部を取得することができました。死んだ牛馬の無償取得によって生産される皮革、食肉、にかわ膠などは部落に大きな経済的利益をもたらした」と明記しています。

「江戸幕府が民衆を分断して支配するために被差別部落をつくった」という説を近世政治起源説といいますが、これが真っ赤なウソだということです。

奈良県教育委員会が作成した「『部落史の見直し』と教育内容の創造」からも引用します。

- ① 「(幕府などが)直接的に被差別身分や集落の創出につながる政策を用意したことは全く確認されていません。被差別部落の多くは、これまで明らかになった歴史資料に基づく限り、江戸時代以前から存在していたことは確かなのです。」
- ② 「被差別部落は、差別によって、職業や住居を制限され、田畑の所持を認められず、(主要な生産形態から排除され)、常に貧しい生活を送ることを余儀なくさせられてきた集落と考えられてきました。しかし奈良県内の被差別部落に限った場合、ほとんどの村で江戸時代における貧困な実態を確認することはできません。それどころかむしろ、一般農村に比べて、より安定した経済力を持っていたときえいえるのです」
- ③ 「太閤検地の際、(被差別部落民衆の)所持する田畑は、狭小なものではなく、品等(田畑の質)も特に劣悪なものではなかったのです」
- ④ 「被差別部落と一般農村との土地所持の実態を比較した時、一戸あたりの田畑保有面積にほとんど差は見られず、田畑を持たない農民(水呑百姓)の比率はかえって被差別部落の方が少ないほどでした」
- ⑤ 「U村では、農業経営、年貢負担に関して一般農村との間に違いがあったことを認めることはできないのです」
- ⑥ 「(江戸時代から明治時代中期ごろまでの被差別部落の多くは)被差別部落固有の権益である『草場権』から派生する商工業に支えられて、比較的安定した生活を維持していたのです」

- ⑦ 「(入会権や水利権など日常生活や農業経営に必要な諸権利が、差別によって剥奪されていたという理解について)、奈良県内に限った場合、これまでそうした事例は全く確認されていません」
- ⑧ 「一般論としても、被差別部落から入会権や水利権を剥奪したり、その所有を制限すれば、保有する田畑からの年貢確保が困難になるのであり、幕府や諸大名が差別的な意図を持って入会権や水利権を剥奪・制限することはあり得ないことだったのです」
- ⑨ 「周辺に山林があり、また多くの田畑を持ちながらも、入会権や水利権を持たなかったいくつかの被差別部落が存在したことは事実です。しかしそれは、被差別部落に限ったことではなく、入会・水利慣行の形成時期に、当該の被差別部落が集落形成をしていなかったという歴史的事情などによるものであって、差別によって生じた事態ではないのです。入会権や水利権を持たない一般村落も数多く確認できるのです」
- ⑩ 「(被差別部落民衆が、幕府や諸大名によって、強制的に河原や低湿地、また崖の下など居住条件の悪い土地に住まわされたという理解について)江戸時代における強制移住のことですが、奈良県の場合、こうした理解は葛下郡 M 村や平群郡 K 村・式下郡 G 村をはじめ、多くの被差別部落に残されている移住伝承等によるものだと思います。しかし、これらの伝承については、少なくとも江戸時代以降においては、実証的には全く確認することはできないのです」
- ⑪ 「(被差別部落の集落立地条件や環境が一般農村に比べて劣悪であるという理解については)被差別部落では安定した経済力に支えられて、とりわけ江戸時代後半から人口急増現象が起きました。それは当然のこととして集落規模拡大の必要性をもたらすようになります。しかし、江戸時代においても、屋敷地(宅地)に年貢が賦課されていたため、村として無制限な田畑の宅地化を認めることは年貢納入の上で困難だったのです。そのため、新たな宅地は居住するには不適當な場所にあっても、既存集落外の『河原や低湿地、崖の下』など、原則として年貢を賦課されないところに求めざるを得ないことになり、その結果立地条件や環境の悪さといった事態をもたらしたのです」
- ⑫ 「(宅地が河原などにあっただのは)江戸時代の被差別部落が所有した『草場権』から派生する職務の一つである死牛馬の処理にかかわって、水を確保しやすい場所に集落形成をする必要があったためとも考えられています」

- ⑬ 「(幕府や諸大名が、被差別部落民衆を『下級刑吏』として民衆弾圧の手先に強制的に使役したり、死牛馬処理など人の嫌がる職業を強要したという理解について)まず、『刑吏』的役務は、『草場権』発生の根幹をなすと考えられている中世の『キヨメ』の職掌に由来するものであり、江戸時代以前の寺社等が持った『検断権』に基づく職務として被差別部落民衆がかかわってきたことは明らかです。ただ、(中略)部落差別を拡大し、分断支配を貫徹するために、支配者が意図的・差別的に、そうした役務を被差別部落に対して限定的に設定し、或いは強要したことは確認できていません」
- ⑭ 「(死牛馬の処理は)本来は江戸時代の被差別部落が持った『草場権』のごく一部を占める権益に過ぎず、『草場権』が江戸時代になって幕府や諸藩から差別によって強要されたという事実は確かめることはできないのです。つまり死牛馬の処理権を含む『草場権』は、被差別部落民衆が歴史的に所有してきた固有の権益だったのです」
- ⑮ 「被差別部落は、明治時代中期以降、極端な貧困に陥っていったと考えられるのですが、江戸時代から明治初期までは、経済的には安定し、また被支配者として持つ『権利』と『義務』を保障されていたことは明らかなのです」

奈良県教委は、「奈良県内に限った場合」「見直し」と控えめに表現していますが、他府県でも同様の調査・研究の結果が出て来ており、全国で見直しが進んでいます。

どうして部落差別は起こったのでしょうか。

「部落差別は政治支配が作ってきたものでも経済格差から生じたものでもなく、部落と周辺地域社会との関係性から生じる問題である」とセンターは部落差別が「政治支配」「経済格差」から生じたのではないとはっきりと否定しています。支配者が生産関係から差別を作ったとする階級史観を否定しているのです。

センターは「部落史の見直し」を早くから提起する奈良県教育委員会によって平成5年に設置されたものです。奈良では30数年前、平成の最初頃からそれまでの部落史に疑問を持ち、研究を進めているのです。

長野県教委による部落史の見直しも紹介しましょう。「長野県人権教育・啓発推進指針」から引用します。従来は部落史(近世政治起源説)を授業で次のように教えていました。

- ① 「農民や町人など人々の不満が幕府や武士に向けられないように江戸幕府が、士農工商のピラミッド型の身分制度の下に『さらに低い身分の人々』をつくった」
- ② 「『さらに低い身分の人々』は人の嫌がる仕事を強制された。生活環境の悪い場所に住まわされ、非常に貧しかった」

しかし、研究によって次のような疑問点が浮かび上がります。

- ① 「江戸幕府が『さらに低い身分』の人々を作ったとする『お触れ』が全国に全く残っていないのではないか」
- ② 「江戸幕府の政策によって『さらに低い身分の人々』が作られたのなら、幕府のおかれた江戸よりも関西に多いのはおかしい」
- ③ 「士農工商は、本来3千年前の古代中国で使われた『民』の職業を列挙した熟語であり、江戸幕府の身分制度を表すものではない」
- ④ 「『さらに低い身分の人々』の中にも様々な生活状況があり、一律に貧しかったと決めつけたり、職業についても人の嫌がる職業と一律に決めつけたりするのは適切ではない」

調査・研究の結果、長野県では以下のように変わります。

- ① 「江戸幕府が士農工商のピラミッド型の身分制度を新たに作ったのではない。江戸時代以前の中世の時代に既に形成されていた」
- ② 「『百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々』は、社会の最底辺に置かれていたのではなく、社会から排除され、社会外の存在とされていた」
- ③ 「『百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々』は、農業・皮革業・治安・警備・医療・運輸業・芸能・手工業等の様々な職業に就き、社会に貢献していた」
- ④ 「『百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々』は、様々な生活状況があり、一律に貧しかったのではなく、経済的に裕福な集落があったり、個人が存在したりした」

幕府が倒れ明治新政府は明治4年(1871年)8月に太政官布告を出します。「穢多非人(えたひにん)などの呼び方を廃止したので、これからは身分職業とも平民と同様とする」といった、制度として差別的な身分をなくした画期的な布告です。一般に「解放令」と呼ばれています。また明治3年に制定された戸籍法に基づいて翌年2月から戸籍の編製を行い

ます。編製年の干支が「壬申(みずのえさる)」であることから壬申(じんしん)戸籍と呼ばれています。重要な事実として戸籍の編製は「解放令」が出された後に始められます。

解同はこの戸籍を「差別戸籍」だとして昭和 43 年に法務省を糾弾し、廃棄を要求します。ねらいは国と自治体を追及し、差別戸籍を閲覧させ、制度として現存させていたという責任を認めさせることです。

「解放令」「壬申戸籍」を含め、明治維新以降の部落史の誤りについて、鈴木良氏著「教科書の中の部落問題」(部落問題研究所発行)から紹介します。鈴木氏は壬申戸籍について、歴史家の渡辺広氏が述べたことを引用して以下のように記しています。(要約)

「壬申戸籍は 1871 年(明治 4 年)の戸籍法によって翌 1872 年から作られたものです。1971 年 8 月 28 日にいわゆる「解放令」が出され、身分職業とも平民同様とされたので、この戸籍の作成でも賤称記載は許されないこととなった。だから賤称を記している壬申戸籍は一般的ではない」

鈴木氏は「本人ではなく父母に旧身分を記載している例が発見されていることは事実です。しかし本人の肩書きに『新平民』と書かれた例を私は知りません」「いずれにせよ、壬申戸籍に『新平民』と書かれた例はいまだ報告されていないのです」「1871 年戸籍法、この後に出されたいわゆる『解放令』によって、壬申戸籍には、旧穢多・旧非人などの族称を書いではならないものです。もし記載してあったら、戸籍作成の雛形を示してある戸籍法に違反します。よくよく調査しなければなりません、本人の族称に旧穢多とか、まして新平民と書いたものはまずないのではないのでしょうか」と、戸籍法が差別記載を認めず、本人へ差別記載した報告は 1 例もないと明記しています。

父母への賤称記載について、鈴木氏は戦前の高知県長岡郡長岡村の村長が、戸籍の中の亡父に穢多という記載があるのを大正 13 年(1924 年)、司法省に削除するよう要請した例をあげて次のようなことを記しています。「明白なことは、これまでに知られている壬申戸籍の賤称の記載は、本人でなくて亡くなった父母につけられたものだけということです」「こういう記載は『解放令』の曲解によってしかあり得ない」

さらに鈴木氏は、この件について司法省民事局が同年 7 月「このような記載は明白な誤りであるとされ、謄抄本に記載しないこと、戸籍原簿の記載を抹消すべき」と指令を出していたこと、さらに 8 月、「抹消部分に賤称の痕跡をとどめる戸籍は『改製(作り直すこと)』

し、原簿は監区裁判所に引継ぎ保管させる」と司法大臣が各地方裁判所所長にあてて訓令した」事実を記し、「戦後までに賤称記載、あるいはその痕跡が明白な壬申戸籍が多数あったとは考えられない、絶対なかったとは言えないが、それは例外中の例外である」と主張しています。

部落史の誤りについての学習を読者の皆さんとしました。ではこれまでの部落史を読み直してみましよう。どこが誤りか探して下さい。

「江戸時代、幕府や諸大名は権力を維持し、民衆を支配するため、『士農工商』という身分制度を作り出した。農民に重い年貢、『工商』には運上・冥加金等の税を課して厳しく搾取を行った。農民らの団結を防ぎ不満をそらす分裂支配を行うために『えた・ひにん』という被差別身分を最下層に作った。『えた・ひにん』には差別によって田畑を持つことを認めず、河原や崖の下など条件の悪い土地に強制的に住まわせ、水利権や入会権なども認めなかった。死牛馬の処理を強要したり、警察役・行刑役として民衆弾圧の手先として使役するなど人々の忌避する仕事を強制的にやらせた。このように差別によって職業や住居を制限し、田畑の所有を認めないなど、江戸時代の主要な生産形態である農業から排除したため、『えた・ひにん』は低位・悲惨な生活を余儀なくされ、過酷な差別を受けた。幕府が滅亡し、明治政府は江戸時代の身分制度を廃止し、天皇の一族を華族、武士を士族、農民や町人を平民として、名字を名乗ることや結婚・職業・移住の自由などを認めた。明治4年の『解放令』によって『えた・ひにん』の身分を廃止し、差別されていた人々も平民と同じとする四民平等の政策をとった。しかし『解放令』は形式的なものでしかなく、実質的な保障は何もなかった。戸籍に新平民と記され、資本主義の進展は大資本が部落から皮革産業を奪うなど、差別によって主要な産業から排除された。社会の最底辺に圧迫された被差別部落の人々は貧困に陥り、差別が続き、低賃金・労働条件切り下げの「沈め石」の役割を担わされた」

「目から鱗(うろこ)が落ちた」感の方が多くはないでしょうか。「分裂支配」「主要産業から排除」「沈め石」というのはマ史観によるものです。日本は自由主義国でありながら、歴史はマ史観に染め上げられ、階級闘争の視点でねじ曲げたウソで塗り固められているのです。